

# 薬学実務実習生受入れに関する薬局ガイドライン(Q & A)

薬学生実務実習生受入れに関する薬局ガイドラインは、薬学実務実習生の実習環境のレベルアップを目的に協会独自に作成したものです。以下に留意点を Q&A にまとめていますので、ご参照ください。

協会では、調剤事業の規模を2025年には調剤医療費のシェア30～40%まで拡大することをめざしています。このガイドラインがドラッグストアの評価を高め、薬学生や大学との信頼感を醸成し、業界の一層の発展につながることを期待してやみません。

## **Q1 このガイドラインを全て満たさないと薬学生は受入れられないのですか**

**A** そのようなことはありません。病院・薬局実務実習地区調整機構の既存ガイドライン以上の内容となっていますので、このガイドラインを満たしていなくても受入れは可能です(もちろん既存ガイドラインを満たすことは必要です)。とはいえ、業界全体でレベルアップしていこうという趣旨ですので、ガイドラインを満たさない項目については着実な改善をお願いします。なお、数値基準には「おおむね」が付されており、柔軟な対応が可能になっています。

## **Q2 ガイドラインはどのように利用すればよいでしょうか**

**A** まずは社内で受入れ薬局の選定に使用してください。また、足らざる項目については改善をお願いします。その上で、調整機構や薬科大学にこの協会ガイドラインに準拠したハイレベルの薬局を用意していることを積極的にPR/説明してください。

## **Q3 調整機構を通さず直接大学にガイドラインを示し、受け入れることも可能でしょうか**

**A** 大学から直接受け入れることも可能です。実際上も、国立、私立を問わず大学から調整機構を通さずに直接受け入れている会員企業は少なくありません。

## **Q4 調整機構からの斡旋に変化が生じるでしょうか**

**A** このガイドラインは協会が独自に作成したもので、調整機構からの斡旋受入れに直接の影響はありません。したがって、斡旋受入れのルールを遵守することで、これまでどおり受入れが可能です。ただし、実習経費には留意が必要です(Q5を参照)。

## **Q5 調整機構を通した場合に示される実習経費はガイドライン(18万円+消費税)よりも高額ですが、どう対応すればよいでしょうか**

**A** 薬学教育推進のための公益活動として、また薬学生の負担軽減の観点から低い金額を設定しています。したがって、このガイドラインに示された実習経費で受け入れることが基本です。ただし、実際には調整機構の意向も無視できないケースもあるでしょうから、その場合には調整機構と調整した経費となることもやむを得ないと考えます。

なお、この場合でも実習経費の異なる実習生が同一薬局に2人いることは避けたいところです。避けられないときは事情の丁寧な説明をお願いします。

## **Q6 協会が大学からの依頼を受けて斡旋業務を行うことは考えられますか**

**A** 現時点で具体的に考えていませんが、協会会員や大学からの要望次第です。なお、協会の事業とする場合には所要経費をまかなうため受入れ薬局には斡旋手数料が発生します。

## **Q7 その他に企業としての留意点はありますか**

**A** 実習生の受入れには実務実習指導薬剤師が必須です。ですから、あらゆる機会を通じて実務実習指導薬剤師の確保に努めてください。

指導薬剤師になるには所定の研修受講が必要ですが、特に大学で行うワークショップの参加は、人数が限られていることや開催事務局の地元薬剤師会が薬剤師会会員を優先するために参加は容易ではありません。企業内の薬剤師会会員には積極的にワークショップに参加させるなど研修の機会を逃さず資格取得につなげることが大切です。また、企業内で既に資格を持っている薬剤師を把握し確保することも重要です。